

第 1 1 節 公園管理費

1. 概要

(1) 公園管理費の概要

大田区では、公園等の維持管理、公園等の清掃、平和島水質管理所維持管理及び公園管理事務費に関する予算を公園管理費として計上している。

(2) 平成 29 年度決算概要

公園管理費にかかる決算の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

	当初予算 額	補正	流用	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率
公園等の維持管理	2,366,485	239,030	△4,746	2,600,768	2,385,910	0	214,858	91.74%
公園等の清掃	806,045	0	4,634	810,679	771,073	0	39,606	95.11%
平和島水質管理所維持管理	76,572	0	98	76,670	75,957	0	713	99.07%
公園管理事務費	1,688	0	12	1,700	1,573	0	127	92.53%
計	3,250,790	239,030	0	3,489,820	3,234,514	0	255,305	92.68%

(3) 主な事業

公園管理費で行われている事業には次のようなものがある。

・公園等の維持管理

多摩川台公園ほか 14 件業務委託	830,920,863 円
大森西地区ほか 12 件業務委託	661,047,747 円
各施設の維持補修及び整備工事	336,763,584 円
台風 21 号災害復旧対応	194,746,829 円
公園施設関係業務委託、設備保守等委託	158,802,028 円
光熱水費	121,198,672 円
公園遊具定期点検及び改修工事	20,274,408 円
駐車場管制装置等機器賃借料	18,148,638 円
砂場の砂補充・入替及び害虫・有害鳥獣駆除	13,305,949 円
公式 PR キャラクター遊具設置工事 14 基	12,738,708 円
ブルートライアングルプロジェクト (大森ふるさとの浜辺公園、東糞谷防災公園)	6,457,104 円
公園等自主管理経費	5,233,280 円
消耗品等需用費等	6,272,287 円

・公園等の清掃

公園清掃（塵芥処理含む）	415,523,125 円
樹木せん定・移植・草刈等委託	179,190,569 円
し尿・廃棄物等収集運搬作業	146,088,629 円
台風 21 号災害復旧対応	17,835,288 円
公園池しゅんせつ作業委託等	12,435,660 円

・平和島水質管理所維持管理

計画修繕工事、小破修繕	35,594,213 円
施設操作委託	33,437,912 円
光熱水費等	6,925,589 円

・公園管理事務費

公園管理用事務費	1,573,283 円
----------	-------------

(4) 公園等の維持管理費

1) 公園等の維持管理費 費用細目

公園等の維持管理費の支出済み額の費用の細目と地域基盤整備第一課（大森地区、調布地区）と第二課（蒲田地区、糀谷・羽田地区）の支出済額は次の表のとおりである。（委託料については都市基盤管理課も支出済み。）

（単位：千円）

費目	都市基盤管理課	第一課	第二課	計
報償費	-	28	0	28
光熱水費	-	77,597	43,601	121,298
一般需用費	-	4,383	15,676	20,060
役務費	-	619	120	740
委託料	8,229	1,048,504	615,572	1,672,306
使用料及び賃借料	-	11,513	6,645	18,159
工事請負費	-	219,789	327,461	547,250
備品購入費	-	923	0	923
負担金、補助及び交付金	-	2,660	2,573	5,233
補償、補填及び賠償金	-	10	0	10
公園管理費合計				2,385,910

2) 維持作業委託契約

公園等の維持管理は、各地区ともに大規模公園については当該公園についても維持作業委託契約を業者と締結し、それ以外の小規模公園については、地区毎に一括して一つの業者と維持作業委託契約を締結している。また維持作業委託においては、契約と業務の効率化の観点から公園の便所清掃維持作業も含まれている。

地域基盤整備各課における業務委託契約業者と平成29年度の支出額は次の表のとおりである。

・地域基盤整備第一課

業者名	維持作業委託地区 or 公園	金額 (円)
大森造園建設(株)	馬込地区	55,353,132
西村造園土木(株)大田営業所	大森西地区	67,205,080
大森造園建設(株)	池上地区	41,563,368
藤東造園建設(株)	入新井地区	50,298,365
(株)第一造園	雪谷地区	38,812,134
(株)高井造園	嶺町地区	48,554,877
(有)今井造園	久が原地区	44,475,949
大森造園(株)	本門寺公園	44,850,024
(株)石山造園	池上梅園	46,340,748
リック・錦花共同企業体	平和島公園	68,975,280
NPO 法人大田・花とみどりのまちづくり	平和の森公園	116,628,627
(株)木村工業	大森ふるさとの浜辺公園	74,801,793
藤東造園建設(株)	洗足池公園	53,882,496
不二興産(株)城南支店	田園調布せせらぎ公園	37,545,361
醍醐総業(株)	東調布公園	54,720,587
市石・長久保共同企業体	多摩川台公園	109,100,231

・地域基盤整備第二課

業者名	維持作業委託地区 or 公園	金額 (円)
(株)成樹苑	蒲田東地区	55,421,388
(株)錦花園	蒲田西地区・矢口地区	60,151,862
藤東造園建設(株)	六郷地区	50,035,445
西島建設(株)	大森東地区	62,684,172
環境緑化(株)	糞谷地区	49,324,227

業者名	維持作業委託地区 or 公園	金額 (円)
大森興産(株)	羽田地区	37,167,748
大田建設業協同組合	多摩川緑地	82,995,576
(株)ケン・ショー	西六郷公園	15,965,202
(株)協栄 大田支店	萩中公園・本羽田公園	52,407,000
長久保造園土木(株)	森ヶ崎公園	19,428,120
長久保造園土木(株)	森ヶ崎交通公園	7,976,436
(株)錦花園	東糀谷防災公園	45,303,382

3) 公園維持作業委託の作業内容

公園維持作業委託の作業内容は、各公園維持作業委託契約により若干異なるが、例えば公園維持作業（嶺町地区）委託仕様書によれば次のような内容である。

<p>(1) 作業内容</p> <p>ア 巡回・点検作業</p> <p>定期点検は、管内の公園等全箇所を2週で一巡するものとし、月間工程表（予定）（第4号様式）に沿って荷台付きの自動車（ディーゼル車の場合は、都「環境確保条例」の基準を満たした車両）により巡回し、目視、触手、打音等により点検する。なお、臨時・緊急点検等については、区係員からの連絡にもとづく協議による。</p> <p>イ 施設管理作業</p> <p>園路・広場、砂場等の整正、集水桝・グレーチング側溝、水飲み場の柵などのしゅんせつ作業等、公園施設機能を維持するための管理作業を行う。</p> <p>ウ 施設修繕補修作業</p> <p>定期点検、及び緊急点検時に異常を発見したときは、直ちに修繕・補修を行う。その場で修繕・補修が困難で通行人、利用者、近隣住民等に被害を与える恐れがある場合は直ちに施設を保安及び使用中止にし、必要な機材、人員を確保した後に修繕する。なお、修繕の範囲は小規模なものとする。</p> <p>エ 樹木等管理作業</p> <p>公園等の樹木剪定、害虫駆除等を行う。</p> <p>a 剪定等：高木の剪定及び低木の刈込、藤づるの管理作業を行う。樹木管理を通して公園の景観を保ち、安全、運営等に支障がないように努めること。</p> <p>* 幹周り 90 cm未満の高木は、概ね2年サイクルで剪定や刈込みを実施し樹木管理を行う。なお、枯損木の伐採、倒木の撤去も90 cm未満の樹木に対して対応する。</p> <p>* 別表1で指定する、幹周り 90 cm以上 240 cm未満の高木について、年1回で</p>
--

剪定を実施し樹木管理を行う。

* 生垣、低木は概ね1年サイクルで刈込みを実施し樹木管理を行う。

* 幹周りの大きさに係わらず、支障枝（園内灯の照度を落とす枝、民地に張り出した枝、下枝等）、枯枝等の枝払いは適宜実施すること。

b 病虫害防除：公園等の地表及び樹木に発生した害虫（カイガラムシ含む）の駆除を行う。被害が拡大しないよう早期発見、早期駆除に努めること。

駆除の方法としては、捕殺、発生枝や巣の撤去、薬剤の散布等で対処する（スズメバチは除く）。薬剤を散布する場合で周辺に影響を及ぼす恐れがあるときは、当該範囲内の住民に周知すること。なお、殺虫剤に有機リン系またはピレスロイド系の薬剤を使用しないこと。

また、デング熱対策を図るため、雨水ます等への薬剤投入（年4回程度）を行うこと。薬剤は区からの支給品とし、投入時期等については区係員の指示による。

c その他：樹木及び草花を公園等に新植・移植した場合等、必要に応じて水やりを実施すること。

オ 植栽地管理作業

必要に応じて、草刈を実施する。

○作業機械は肩掛け草刈機を原則とする。ただし、樹木や構造物の際は鎌により手刈りし、広場など面積が大きい場合は、乗用式草刈機の使用も可とする。

○樹木、柵等を損傷しないよう注意し、刈むらのないよう均一に刈込む。

○刈込高さは、現場に応じて区係員の指示による。

○樹木、草花、柵等の施設周辺も刈り残しのないよう仕上げ、これらにからんでいる、つる性の雑草もきれいに除去する。

○作業中、小石等の飛散には十分注意し、付近に危険を及ぼさないようにする。

○刈草は現場に放置せず速やかに集めて処分し、跡をきれいに清掃する。

○鶴の木松山公園の草刈作業は年3回、西嶺高砂児童公園の除草作業は年1回実施すること。作業日等は区と受託者が協議し、決定すること。

カ 便所清掃作業

特記仕様書（便所清掃維持作業）に準じて行う。

キ その他維持作業

a 清掃：粗大ごみの不法投棄、家庭ごみの放置、くずかごのごみの散乱等がある場合、それらの撤去、清掃を行い、区の指定場所に運搬する。また、花柄・落ち葉の落葉時期には、適宜清掃を行う。

b 調査：公園施設の状況（公園施設の状況、樹木の状況、公園資料の更新、路上生活者居住箇所確認、集水桝・排水管のつまり等）を調査する必要がある場合は、区係員との協議により現場を調査し、報告する。

c その他：以下の作業を行うこと。

*公園施設において懸案（自転車・バイクの放置、ごみの不法投棄、近隣住民等への迷惑行為等）が生じた場合、物件の回収、警告書及び簡易看板の作成、設置、撤去等懸案解決のための作業を区係員との協議により行う。

*強風時に防塵対策を求める陳情などがある現場では、必要に応じて予め散水すること。

4)公園等の清掃

公園等の清掃は、各地区ともに大規模公園については当該公園についても維持作業委託契約を締結した業者が行っており、それ以外の小規模公園については、各地区を区分していくつかの業者と清掃作業委託契約を締結している。

地域基盤整備各課における清掃作業委託業者と平成29年度の支出額は次の表のとおりである。

・地域基盤整備第一課

業者名	地区	清掃総面積 (㎡)	金額 (円)
不二興産(株) 城南支店	大森	56,808	50,424,916
公益社団法人大田区シルバー人材センター	大森	16,853	15,397,867
社会福祉法人大田幸陽会 のぞみ園	大森	10,712	10,392,529
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	大森	13,630	14,166,049
社会福祉法人大田幸陽会まごめ園	大森	5,282	5,142,431
NPO 法人ワークコミュニティ・サウイッシュP.プロジェクト	大森	3,794	3,692,347
社会福祉法人同愛会東京事業本部	大森	3,752	3,651,471
NPO 法人ヘリオス アルファ企画	大森	2,826	2,750,278
社会福祉法人みな実福祉会とちの実作業所	大森	2,170	2,111,853
社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	大森	751	730,864
NPO 法人沙らの木 沙らの木	大森	2,618	2,020,995
NPO 法人 パーチェ	大森	411	396,749
(株)高井造園	調布	14,778	12,917,585
公益社団法人大田区シルバー人材センター	調布	19,379	17,672,868
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	調布	2,747	2,673,396
社会福祉法人大田幸陽会まごめ園	調布	2,816	2,740,540
NPO 法人あまのはら雪谷工房	調布	2,588	2,518,649
NPO 法人沙らの木 沙らの木	調布	9,818	6,904,296
NPO 法人色えんぴつ みどりの歩み	調布	957	931,347

・地域基盤整備第二課

業者名	地区	清掃総面積 (㎡)	金額 (円)
不二興産(株)城南支店	蒲田	21,611	16,838,288
長久保造園土木(株)	蒲田	19,663	17,867,338
公益社団法人大田区シルバー人材センター	蒲田	10,480	10,192,994
企業組合中高年事業団城南クリエーション	蒲田	8,902	10,979,305
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	蒲田	2,565	2,441,770
社会福祉法人みな実福祉会とちの実作業所	蒲田	1,849	1,799,453
社会福祉法人徳心会 総合福祉施設いずみえん	蒲田	438	410,239
NPO 法人沙らの木 沙らの木	蒲田	1,676	1,631,086
NPO 法人あまのはらシーエス・アディ	蒲田	357	347,425
社会福祉法人ヒューマン・ネットワーク結 ENTAS	蒲田	1,334	1,298,252
NPO 法人ワークコミュニティ・サウザンP.プロジェクト	蒲田	1,367	1,330,363
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	蒲田	2,711	2,638,358
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	蒲田	1,000	12,573,034
長久保造園土木(株)	糺谷・羽田	13,043	8,139,656
(株)ジンダイ 大田支店	糺谷・羽田	23,329	17,161,069
公益社団法人大田区シルバー人材センター	糺谷・羽田	9,793	7,891,504
企業組合中高年事業団城南クリエーション	糺谷・羽田	20,451	25,677,506
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立うめのき園	糺谷・羽田	39,042	15,136,137
社会福祉法人大田幸陽会 大田区立しいのき園	糺谷・羽田	40,328	16,538,028
(株)錦花園	糺谷・羽田	19,878	17,673,240
社会福祉法人大田幸陽会 のぞみ園	糺谷・羽田	35,849	12,025,923
糺谷作業所	糺谷・羽田	6,932	6,319,037
社会福祉法人知恵の光会 大田区立はぎなか園	糺谷・羽田	7,522	6,635,828
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	糺谷・羽田	25,208	3,741,476

5) 公園清掃作業委託の作業内容

公園清掃の作業内容は、各公園清掃作業委託により若干異なるが、公園清掃

作業委託の標準仕様書によれば次のような作業が行われている。

(1) 作業内容

ア 清掃作業

工種に基づき、掃き掃除は a-1、拾い掃除は a-2 を行い、b、c、d、e については、いずれの工種においても実施する。

a-1 掃き掃除

○受託者は園路・広場等のごみ・落ち葉等をほうき、熊手、ちりとり等により、取り残しのないように掃き集める。

○園内樹木の落ち葉が周辺道路に散乱した場合は、園内と同様に清掃する。

○植込地、芝草地内については、原則ほうきは使わず、ごみ等を拾い集める。

a-2 拾い掃除

○受託者は、園路・広場・植栽地・芝草地等のごみ、落ち葉等を取り残しのないように拾い集める。

植栽地、芝草地の落葉・木の実等については、適宜判断し対応する。

b ごみ箱、吸い殻入れ、柵蓋等

○ごみ箱、吸い殻入れの内容物を回収する。

○雨水柵、グレーチング側溝、水飲み場の柵蓋に詰まったごみを清掃する。

○上記柵内が詰まっているときは、区係員に報告する。

c 砂場

○砂場内及び砂場周辺は熊手を使い、糞、落葉、空き缶、空き瓶等危険なものを取り除く。

○砂場の表面が平らになるように均す。

○ガラス破片等が散乱して取りきれない時は速やかに区係員に報告する。

d 親水施設

○親水施設及びその周辺のガラス破片等危険なものを取り除く。

○流末等に溜まっているごみ、落葉等を取り除く。

イ 除草作業

清掃に伴い、必要に応じて除草を行う。ここでいう除草とは、写真撮影等の必要のない、簡易な草抜きである。

ウ 分別作業

すべての清掃作業において、分別作業を行う。

6) 大田区公園維持標準仕様書

区では公園の維持管理についての委託作業につき、大田区公園維持標準仕様書に基づき行っている。

大田区公園維持標準仕様書は、次の作業や清掃・点検時に用いられている。

- ・公園、河川敷清掃作業
- ・水生植物園維持作業
- ・収集運搬作業
- ・便所清掃作業
- ・親水施設清掃・循環濾過設備点検
- ・照明施設清掃・点検
- ・機関車清掃・点検
- ・花壇維持作業
- ・その他の委託作業

2. 各事業と監査の結果

(1)公園等の維持管理及び清掃費の削減の必要性

1)公園等の維持管理及び清掃費の年度推移

(単位：千円)

年度（平成）	25	26	27	28	29
公園等の維持管理	1,848,921	2,031,998	2,142,500	2,135,659	2,385,910
公園等の清掃	552,604	626,626	645,564	714,843	771,073
計	2,401,525	2,658,625	2,788,064	2,850,502	3,156,983

平成25年度の2,401,525千円から平成29年度の3,156,983千円へと毎年のように公園等の維持管理及び清掃費は増加している。平成25年度からは31.5%も支出が増加している。

今後も公園の整備に加え、老朽化していく公園の維持管理に費用が増加していくことが予想される。

2)都市公園法の改正

平成29年度（2017年）6月に都市公園法が改正されている。その改正の主なポイントは、国土交通省から公表されている「都市公園法改正のポイント」によれば次の5つである。

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸
3. 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）

- | |
|---|
| 4. 公園の活性化に関する協議会の設置
5. 都市公園の維持修繕基準の法令化 |
|---|

上記ポイントを簡潔に説明すると次のようなものである。

①公募設置管理制度 (Park-PFI)

公募設置管理制度とは、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度である。

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要である。特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能である。

特例措置には次の3つがある。

ア. 設置管理許可期間の特例

公募設置等計画の認定の有効期間は20年となる。設置管理許可の期間の上限は10年のままであるが、認定期間（上限20年）内は更新を保証する。

イ. 建蔽率の特例

通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%であるが、公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率が上乘せされ、12%まで建蔽率が増加する。

ウ. 占用物件の特例

認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置が可能となる。

②PFI事業の設置管理許可期間の延伸

PFI事業で公園施設を整備する場合、設置管理許可期間（現行は最長10年）をPFI事業の契約期間（最長30年）の範囲内で公園管理者が設定できる。

③保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）

従来为国家戦略特区特例の保育所等（学童・高齢者等を含めた通所型の社会福祉施設）の占用許可を全国措置化し、特区以外の都市でも公園に保育所等を設置できる。

④公園の活性化に関する協議会の設置

利用者の利便向上のために、管理者が協議会を組織することができる。

⑤都市公園の維持修繕基準の法令化

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

(意見 No. 100)

大田区としては今後、公園の維持管理及び清掃に係る費用を削減していくことを検討していくことが必要である。

具体的な費用の削減対策としては、平成 29 年（2017 年）6 月に改正された都市公園法から考えられる。

このうちで、維持費用の削減対策として効果があるものは、上記の 1. 公募設置管理制度の創設である。

公募設置管理制度は、民間資金を活用することにより、公園の整備、管理にかかる財政負担が軽減されるだけでなく、民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルの向上も図ることができる。

既に大阪市では天王寺公園において、近鉄不動産がカフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約 7,000 m²）、園路等も事業者負担により整備し、平成 27 年から 20 年間の協定締結で公園の管理運営を実施している。また横浜市でも山下公園において、ローソンがレストハウス内で売店、カフェを整備し、平成 19 年 7 月より管理運営を実施している（当初 5 年、更新 5 年の事業期間が満了したが、次期運営事業者としてもローソンが優先交渉権者に決定し協定が締結されている。）

こうした取組みにより公園利用者にとっても飲食施設の充実等、利用者向けサービスが充実し、老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、快適性、安全性が高まることが考えられる。

また主にプールや体育館等の大規模施設で活用されることの多い PFI 事業と異なり、公募設置管理制度であれば、議会の承認、SPC の設立ともに必須ではない一方で、公園施設の整備が事業者には必須であることから、公園の整備には有効な制度であると考えられる。

そのため、速やかに公募設置管理制度を導入していく必要があると考えられる。

(2) 障害者就労施設等との公園清掃作業委託

① 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号。以下、「障害者優先調達推進法」)が平成 24 年 6 月 27 日に公布、平成 25 年 4 月 1 日から施行された。

障害者優先調達推進法は第 1 条においてその目的を次のように定めている。

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

また同法第 4 条により、地方公共団体は、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務がある。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

さらに同法第 9 条により、調達方針を策定・公表し、調達方針に即した調達の実施と調達実績を取りまとめ、公表しなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

- 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
- 5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

このような障害者優先調達推進法の規定を受け、大田区では毎年度、「大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を制定し公表している。

最新の平成30年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針は次のようなものである。

平成30年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成30年7月10日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、大田区（以下「区」という。）が平成30年度に行う物品等の調達に際して障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する次に掲げる物品等のうち、障害者就労施設等受注することが可能なもの。

ア 物品

- ・食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・縫製品・生活雑貨・小物雑貨（エプロン、袋物、刺繍雑巾等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

イ 役務

- ・印刷（報告書、パンフレット、ちらし、封筒等などの印刷）
- ・軽作業（袋詰め、組立、シール貼り等）
- ・清掃作業（公園清掃等）
- ・分別作業（ペットボトルキャップ等）
- ・回収作業（新聞、アルミ等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

(2) 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害者福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」よいう。）第 1 条第 1 項に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所※）

※ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- ① 障害者の雇用数が 5 人以上
- ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が 30%以上

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 74 条の 2 に基づく在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

ク 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務の種別毎に、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

<参考>

平成 29 年度実績 202,723,391 円

(内訳 物品 : 26,653,440 円、役務 : 176,069,951 円)

5 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等に確認の上、必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品等については、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するよう庁内で取り組むこと。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

(6) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

各課における障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直したときは、区ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の7月末までに概要を取りまとめて、区ホームページ等により公表する。

7 その他

障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

公園等の清掃は、3 調達方針(1) 調達する物品等 イ 役務 の清掃作業(公園清掃等)と明示されている。

また、4 物品等の調達目標 では、前年度の調達実績を上回ることを目標としており、区としても積極的に行っていく方針であることがわかる。

②障害者就労施設等からの清掃・施設管理の調達実績

平成25年度からの障害者就労施設等からの清掃・施設管理の調達実績は次の表のとおりである。

	件数	金額(円)	調達実績計(円)	調達実績に占める清掃・施設管理の割合
平成25年度	33	114,825,619	143,738,544	79.8%
平成26年度	36	138,752,258	165,957,562	83.6%
平成27年度	34	143,534,484	181,539,192	79.0%
平成28年度	35	157,983,472	206,822,202	76.3%
平成29年度	34	156,830,342	202,723,391	77.3%

清掃・施設管理は毎年度、障害者就労施設等からの調達実績の約8割を占めており、その金額も平成25年度から平成29年度にかけて増加傾向である。

③公園清掃作業委託の実績

平成29年度の公園清掃作業委託の実績は次のとおりである。

業者名	地区	清掃総面積(m ²)	金額(円)
社会福祉法人大田幸陽会 のぞみ園	大森	10,712	10,392,529
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	大森	13,630	14,166,049
社会福祉法人大田幸陽会まごめ園	大森	5,282	5,142,431
NPO法人ワークコミュニティ・サソイッシュP.プロジェクト	大森	3,794	3,692,347
社会福祉法人同愛会東京事業本部	大森	3,752	3,651,471
NPO法人ヘリオス アルファ企画	大森	2,826	2,750,278

業者名	地区	清掃総面積 (㎡)	金額 (円)
社会福祉法人みな実福祉会とちの実作業所	大森	2,170	2,111,853
社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	大森	751	730,864
NPO 法人沙らの木 沙らの木	大森	2,618	2,020,995
NPO 法人 パーチェ	大森	411	396,749
公益社団法人大田区シルバー人材センター	調布	19,379	17,672,868
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	調布	2,747	2,673,396
社会福祉法人大田幸陽会まごめ園	調布	2,816	2,740,540
NPO 法人あまのはら雪谷工房	調布	2,588	2,518,649
NPO 法人沙らの木 沙らの木	調布	9,818	6,904,296
NPO 法人色えんびつ みどりの歩み	調布	957	931,347
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	蒲田	2,565	2,441,770
社会福祉法人みな実福祉会とちの実作業所	蒲田	1,849	1,799,453
社会福祉法人徳心会 総合福祉施設いずみえん	蒲田	438	410,239
NPO 法人沙らの木 沙らの木	蒲田	1,676	1,631,086
NPO 法人あまのはらシーエス・アディ	蒲田	357	347,425
社会福祉法人ヒューマン・ネットワーク結 ENTAS	蒲田	1,334	1,298,252
NPO 法人ワークコミュニティ・サウイッシュP.プロジェクト	蒲田	1,367	1,330,363
社会福祉法人大田幸陽会さわやかワークセンター	蒲田	2,711	2,638,358
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	蒲田	1,000	12,573,034
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立うめのき園	糞谷・羽田	39,042	15,136,137
社会福祉法人大田幸陽会 大田区立しいのき園	糞谷・羽田	40,328	16,538,028
社会福祉法人大田幸陽会 のぞみ園	糞谷・羽田	35,849	12,025,923
糞谷作業所	糞谷・羽田	6,932	6,319,037
社会福祉法人知恵の光会 大田区立はぎなか園	糞谷・羽田	7,522	6,635,828
社会福祉法人東京都知的障害者育成会大田区立くすのき園	糞谷・羽田	25,208	3,741,476

公園清掃の作業委託契約を締結した業者のうち、大森地区は 12 業者中 10 業者、調布地区は 7 業者中 5 業者、蒲田地区は 13 業者中 9 業者、糞谷・羽田地区は 11 業者中 6 業者が障害者就労施設等関連であった。

これを各地区の公園清掃費に占める障害者就労施設等からの清掃・調達実績

の金額の割合で示すと次の表のとおりである。なお金額は1.(4)4)公園等の清掃の地域基盤整備第一課と第二課の数値を基にしている。

(単位：千円)

地区	公園清掃金額	障害者就労施設等 関連業者との金額	公園清掃作業委託に占める障害者就 労施設等関連業者の委託金額の割合
大森	110,878	45,055	40.6%
調布	46,358	15,768	34.0%
蒲田	80,347	24,469	30.4%
糀谷・羽田	136,939	78,069	57.0%
計	374,524	163,363	43.6%

公園清掃作業委託に占める障害者就労施設等関連業者の委託金額の割合は、糀谷・羽田地区では6割近くを占めているが、蒲田地区では3割程度であり、全体では43.6%であった。

(意見 No. 101)

公園清掃作業委託は区の障害者就労施設等からの調達実績の大半を占める重要な委託契約であり、また公園清掃作業自体は、1.(4)5)公園清掃作業委託の作業内容で示しているように、高度な作業内容はなく、障害者就労が比較的しやすい作業の一つであると考えられる。

そのため、公園清掃作業委託に占める割合を増加させていくことは、障害者優先調達法を定めた国の施策とも一致することから、今後も積極的に清掃作業委託を増やしていくよう努めていく必要があると考えられる。

(3)公園維持管理及び清掃作業マニュアル

公園の維持管理及び清掃作業については、それぞれ公園維持作業委託及び清掃作業委託の仕様書において、作業内容を定めている。

(意見 No. 102)

委託業者に対しては、公園維持管理及び清掃作業委託の作業内容を定めているが、区としての公園の維持管理及び清掃作業をどのように行っていくのかについての指針を示すマニュアルがない。

確かに大田区公園維持標準仕様書はあるものの、その内容は1. 概要(4)公園等の維持管理費の6)にあるように、作業内容に特化したものであり、公園の維持管理及び清掃作業の全般的事項についての総合指針とはなり難いものであ

る。

そこで、公園の維持管理及び清掃作業にあたって、パトロールの方針、定期点検、診断、是正措置等の判断指針があれば、公園の維持管理及び清掃作業を組織的かつ効率的に行っていくことが可能であると考えられる。

そのため、公園の維持管理及び清掃作業にあたっての業務マニュアルを整備し、作業の効率化を図っていくことが必要であると考えられる。

(4)公園維持作業のモニタリング

区では公園維持作業委託者に対し、日次での報告として日報、月次での報告として月報を作成し、翌月初めに提出を受けている。

(意見 No. 103)

日次、月次の報告を受けているが、区としての委託業者へのモニタリングの方針が定まっていない。

モニタリングを適宜、行わないと公園の維持作業についての全体の実態の把握が困難なものとなる。

そのため、少なくとも月に2回程度は、公園維持作業についてモニタリングを実施する方針を定めていくことが必要であると考えられる。